

障害者福祉制度のあらまし

《手帳の各種手続きについて》

○障害の程度が変わった場合

等級の変更申請をすることができます。

○住所(町内)・氏名が変わった場合

役場福祉課にて変更の手続きをしてください。

○転出される場合

新しい居住地の市役所や役場にて住所変更手続きを行ってください。

○紛失・破損した場合

写真を添えて再交付申請を行ってください。

○障害を有しなくなった場合又は本人が死亡した場合

速やかに手帳を返還してください。

津 幡 町



【問合せ先】 福祉課

TEL 076-288-2458

FAX 076-288-5646

メール fukushi@town.tsubata.lg.jp



目次

1	障害者手帳について	1
	(1)身体障害者手帳	
	(2)療育手帳	
	(3)精神障害者保健福祉手帳	
2	医療費の助成について	2
	(1)自立支援医療	
	(2)心身障害者医療費助成	
3	自立支援給付、各種助成制度	3
	(1)補装具の交付及び修理	
	(2)障害者(児)福祉サービス	
	(3)日常生活用具の給付	
	(4)人工内耳用音声信号処理装置購入費助成	
	(5)軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	
	(6)自立支援型住宅リフォーム	
	(7)自動車運転免許取得費の助成	
	(8)自動車改造費の助成(本人運転)	
	(9)自動車改造費の助成(介助者運転)	
	(10)バス・タクシー利用料の助成	
	(11)障害者温泉療養助成	
4	各種割引制度	19
	(1)タクシー運賃	
	(2)バス旅客運賃(町営バス(のるーと)含む)	
	(3)航空運賃(12歳以上)	
	(4)JR 鉄道運賃	
	(5)IR いしかわ鉄道線、あいの風とやま鉄道線	
	(6)有料道路通行料金	
	(7)NHK 放送受信料免除	

(8)NTT「ふれあい案内」(無料番号案内)

(9)駐車禁止・除外制度

(10)郵便等による不在者投票

(11)携帯電話使用料

(12)自動車事故被害者救済制度

(13)町施設使用料

5 税金関係について 23

(1)所得税、住民税の障害者控除

(2)少額貯蓄非課税制度

(3)自動車税の免除

6 手当、年金 25

(1)特別障害者手当

(2)障害児福祉手当

(3)特別児童扶養手当

(4)児童扶養手当

(5)心身障害者扶養共済加入援護金

(6)障害基礎年金

(7)障害厚生年金

7 その他 お知らせ 28

◎災害弱者緊急通報システム

◎救急医療情報保管容器

◎NET119 緊急通報システム

◎避難行動要支援者名簿登録のお知らせ

◎いしかわ支え合い駐車場利用制度

◎ヘルプマーク、ヘルプカードの交付

◎町内の障害者関係団体一覧

◎町障害者相談員一覧

◎連絡先一覧

◎町指定避難場所一覧

1 障害者手帳について

(1)身体障害者手帳

内 容	身体障害者福祉法に定める障害のある方に交付され、障害の程度により1級から6級に区分されます。交付を受けるには申請が必要です。
対 象 者	・視覚 ・聴覚 ・平衡 ・音声、言語 ・そしゃく ・肢体不自由 ・心臓 ・じん臓 ・呼吸器 ・ぼうこう又は直腸 ・小腸 ・免疫 ・肝臓機能等に障害のある方
申請に必要なもの	・身体障害者手帳交付申請書 ・身体障害者診断書・意見書(指定医が作成したもの) ・写真2枚(縦4cm×横3cm) ・本人確認書類(健康保険証など)及びマイナンバーのわかるもの

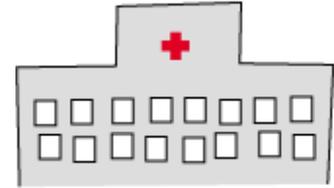
(2)療育手帳

内 容	石川県療育手帳規則に基づき、障害の程度により、A(重度)、B(軽中度)に区分されます。また、定期的な再判定を行い、障害程度の見直しが行われます。交付を受けるには申請が必要です。
対 象 者	18歳未満は児童相談所、18歳以上は更生相談所で知的障害の判定を受けた方
申請に必要なもの	・療育手帳交付申請書 ・生活現状調査票 ・写真1枚(縦4cm×横3cm) ・本人確認書類(健康保険証など)及びマイナンバーのわかるもの

(3)精神障害者保健福祉手帳

内 容	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、障害の程度により、1級から3級に区分されます。交付を受けるには、申請が必要です。
対 象 者	精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活に支障のある方で精神疾患による初診から6ヶ月以上経過していることが必要です。
申請に必要なもの	・障害者手帳交付申請書 ・精神障害者手帳用の診断書又は障害年金証書と障害年金又は特別障害給付金支払(振込)通知書、年金証書内容照会同意書 ・写真1枚(縦4cm×横3cm)※任意 ・本人確認書類(健康保険証など)及びマイナンバーのわかるもの

2 医療費の助成について



(1) 自立支援医療

○更生医療(18歳以上)

内 容	<p>身体上の障害を軽くしたり、取り除いたりして、職業能力を増進したり、日常生活を容易にすることを目的とした医療に要する費用を助成します。</p> <p>心臓疾患に対する手術、人工透析、肝移植手術やそれに伴う医療などに適用されます。</p> <p>※身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費支給認定申請書 ・更生医療要否意見書 ・健康保険証(職域国保の方は同一保険者全員分) ・障害年金等受給者は、年金証書又は年金振込通知書

○育成医療(18歳未満)

内 容	<p>更生医療と同じく、障害を取り除いたり、軽くして生活しやすくすることを目的とした医療に要する費用を助成します。その疾患を放置すれば、将来障害にいたると認められる児童が給付対象となります。</p> <p>肢体不自由、視覚、聴覚・平衡、音声言語機能障害のほか、心臓疾患の手術治療やじん臓機能障害の人工透析などに適用されます。</p> <p>※身体障害者手帳をお持ちでない方も対象となります。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費支給認定申請書 ・自立支援医療(育成医療)意見書 ・本人及び保護者の健康保険証(職域国保の方は同一保険者全員分)

○精神通院医療

内 容	<p>精神に障害のある方の通院にかかる医療費を公費で負担する制度です。</p> <p>通院による精神医療(統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症など)を継続的に要すると医師が判断した人が対象となります。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費支給認定申請書 ・精神通院医療用の診断書 ・重度かつ継続の意見書 ・健康保険証(職域国保の方は同一保険者全員分) ・障害年金等受給者は、年金証書又は年金振込通知書 ・マイナンバーのわかるもの

※いずれの場合も所得に応じて一部自己負担があります。



(2)心身障害者医療費助成

内 容	医療機関で受診したときの自己負担分を助成します。保険が適用されない分(入院時の食事代や差額ベッド代など)は助成の対象になりません。
対 象 者	身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳(A、B) 精神障害者保健福祉手帳(1級)
利用方法	県内の医療機関受診時に健康保険証と一緒に(障)医療費受給者証を提示することにより、医療費の自己負担分を支払う必要がなくなります。県外での受診分も助成対象となりますが、一度医療機関窓口で支払う必要があります。

医療機関窓口で支払った場合は、役場窓口で還付申請ができます(診療月から1年以内)。

申請に必要なもの	・領収書 ・印鑑 ・障害者手帳 ・健康保険証 ・通帳または振込先のわかるもの
申請時期	・65歳未満の方は翌月から、65歳以上の方は翌々月から、申請できます。

※保険変更された場合は必ず届出が必要です。

3 自立支援給付、各種助成制度

※各種助成制度は事前申請が必要のため、必ず事前に福祉課へご相談ください。

(1)補装具の交付及び修理

内 容	身体上の障害を補い、日常生活や職業活動を容易にするための補装具を交付及び修理します。なお、 <u>下線の引いてあるものについては、原則、介護保険制度が優先となります。(所得に応じて一部自己負担があります。)</u>	
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている方や難病等の患者で種目ごとの支給基準に該当する方	
種 目	肢体不自由	義肢(義手、義足)、装具、座位保持装置、 <u>車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ</u> (<u>松葉杖、カナディアンクラッチ、ロフトラン・クラッチ、多点杖</u>)
	18歳未満のみ	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
	聴覚障害	補聴器
	視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)
	重度の肢体不自由 かつ音声言語障害	重度障害者用意思伝達装置
申請に必要なもの	・補装具費支給申請書 ・補装具意見書(※種目により不要の場合あり) ・見積書 ・障害者手帳や難病等であることがわかるもの	

(2)障害者(児)福祉サービス

内 容	<p>障害福祉サービスは「障害者総合支援法」に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられています。障害のある児童に対しては「児童福祉法」に基づいて行われるサービスがあります。利用者負担は、原則サービス利用料の1割で、所得に応じて1か月の負担上限額が決まっています。</p> <p>また、食費・光熱水費等がある場合は、実費負担となります。</p>
-----	---

①サービス等の内容

※区分は、町が認定した「障害支援区分」のことです。

	サービスの名称	内 容	区分※
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分3以上
	同行援護	視覚障害で移動に著しい困難を有する人が外出するときに、同行や移動に必要な情報の提供、援護、その他の必要な援助を行います。	区分1以上
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性の高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	区分6
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事及び日常生活の世話を行います。	区分1以上
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	区分5以上
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分3(50歳以上は区分2)以上
障害者支援施設 での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分4(50歳以上は区分3)以上	

	サービスの名称	内 容	備 考
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援 (雇用型、非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	外部サービス利用型 事業所で受託居宅介護サービスを受ける場合は区分2以上
相談支援 給付等	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	
	計画相談支援給付 障害児相談支援給付	障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画等を作成します。	
障害児 通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識技能を学び、集団生活への適応訓練などを行います。	
	医療型 児童発達支援	治療を受けながら、上記の児童発達支援を行います。	
	放課後等 デイサービス	学校終了後や休業日において、生活能力向上のための訓練等を行います。	就学児
	保育所等訪問支援	集団生活に適応できるよう保育所等へ訪問して支援を行います。	未就学児

	サービスの名称	内 容	備 考
地 域 生 活 支 援 事 業	移動支援 (ガイドヘルプ)	社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加をする際の外出(通勤、通学等を除く)の移動を支援します。	
	日中一時支援 (日中ショートステイ)	家族の就労及び介護している人の一時的な休息を目的として、日中、施設等において障害者の活動の場の提供や、見守りなどを行います。	
	地域活動 支援センター	障害者が通所により、創作的活動、生産活動等を行います。	
	訪問入浴	家庭において入浴することが困難な身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において移動入浴車による入浴サービスを行います。	在宅で身体障害者手帳 1、2 級の者
	手話通訳者等 派遣事業	聴覚などに障害のある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	聴覚、言語機能、音声機能の障害者等
	生活訓練事業	視覚障害者及びその家族に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。	重度の視覚障害者とその家族で町長が生活訓練を必要と認める者

②利用者負担 ※障害者(18 歳以上)の世帯は、障害者本人とその配偶者の所得で判断し、障害児の世帯は、世帯全員の所得で判断します。

区分	負担上限月額				
	障害者(18 歳以上)		障害児		
生活保護	生活保護世帯	0 円	0 円		
低所得	町民税非課税世帯	0 円	0 円		
一般 1	町民税課税世帯(所得割 16 万円未満) ※入所施設利用者(20 歳以上)、グループホーム利用者は除きます。	9,300 円	町民税課税世帯(所得割 28 万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
				入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円	上記以外		37,200 円

③利用までの流れ

※サービスを利用する前に申請が必要です。原則介護保険制度の福祉サービスが優先となります。

①相談・申請

- ・福祉課に相談し、必要なサービスを選び、申請書類を提出します。
- ・相談支援事業所に相談のうえ申請することもできます。

②認定調査

- ・申請受付後、調査員が全国統一の調査項目で心身の状態等の聞き取りを行います。

③審査・判定

- ・介護給付を希望される場合は医師の診断を受けます。そして、調査の結果に基づきコンピュータで区分(障害支援区分)が判定されます。更に、調査の時の特記事項や医師の診断書の意見をもとに、町の審査会で判定を行います。
- ・判定後、障害支援区分(1 から 6)を通知します。

訓練等給付、障害児通所給付を希望される場合

地域生活支援事業を希望される場合

④サービス等利用計画案の作成

- ・申請者が指定相談支援事業者と利用契約を結び、サービス等利用計画案等を作成し、福祉課に提出します。

⑤認定・通知

- ・障害支援区分、申請者の希望や介護する人の状況、サービス等利用計画案等をもとに、サービスの量等が決定されます。決定内容は、「支給決定通知書」で通知されます。
- ・サービスの利用に必要な情報が記載された「受給者証」が交付されます。

⑥事業者と契約

- ・事業者又は施設に「受給者証」を提示し、利用する内容を確認したうえで、利用に関する契約を結びます。

⑦サービスの利用

- ・「受給者証」を提示してサービスを利用します。利用者は、必要に応じて事業者等に利用者負担金を支払います。

④障害福祉サービス等の事業所一覧

・相談支援事業所

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
なごみ	庄ウ 17 番地 7	076-289-6500	076-289-6502
相談支援事業所 MyLife	中橋口 10 番地 1	076-255-3251	076-255-3451
相談支援事業所 よし	潟端 467 番地 16	076-288-6510	076-216-5983

・障害福祉サービス事業所

▼グループホーム

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
なごみ	庄ウ 17 番地 7	076-289-6500	
きらら	清水ニ 350 番地 4	076-289-0040	
響	清水ニ 85 番地	076-289-7080	
ホームすぎな	別所口 28 番地 1	076-288-0388	076-288-0388
フラ-リッシュ A	横浜に 62 番地 5	076-288-3884	076-288-5577
フラ-リッシュ B	横浜に 62 番地 4	076-288-3884	076-288-5577
ウィズ太田	太田に 35 番地	076-283-7100	076-283-7103
自然の氣	加賀爪ホ 33 番地 6	076-255-3251	

▼居宅介護 / ▼重度訪問介護

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
ヘルパーステーション津幡	能瀬イ 1 番地 1	076-288-8915	076-288-8990
なぎさケアサービス津幡	横浜ほ 28 番地 4	076-255-3061	076-255-3062
ニチイケアセンター津幡	加賀爪ホ 74 番地	076-289-8055	076-289-0250

▼同行援護

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
なぎさケアサービス津幡	横浜ほ 28 番地 4	076-255-3061	076-255-3062

▼施設入所

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
障害者支援(自閉症者療育)施設はぎの郷	別所へ 1 番地	076-288-0339	076-288-0340

▼就労継続支援A型

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
ワンダーランド津幡	潟端 453 番地 3	076-289-3737	076-289-3747

▼就労継続支援B型

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
指定就労継続支援B型 事業所ひまわり	加賀爪ハ 120 番地	076-289-5106	076-289-6365
はばたき	加賀爪ハ 120 番地	076-289-2277	076-289-2281
ジョブスタジオノーム	別所甲 80 番地	076-288-0318	076-288-1980
就労支援事業所米ライフ	中橋口 10 番地 1	076-255-3251	076-255-3451

▼生活介護

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
メルクマール	加賀爪ハ 122 番地 1	076-289-2826	076-289-2880
デイサービスセンター 恵比寿	中橋口 10 番地 1	076-255-3251	076-255-3451
Share home HUG	東荒屋 432 番地	076-288-0521	076-288-0522

▼短期入所

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
なごみ	字庄ウ 17 番地 7	076-289-6500	
フラ-リツシュ	横浜に 62 番地 4	076-254-6754	076-254-6755

▼地域移行支援・地域定着支援

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
なごみ	庄ウ 17 番地 7	076-289-6500	076-289-6502
相談支援事業所 MyLife	中橋口 10 番地 1	076-255-3251	076-255-3451

・障害児の通所福祉サービス事業所

①児童発達支援 ②放課後等デイサービス

①	②	事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
○	○	こだま	庄ウ 17 番地 1	076-289-4400	076-289-4411
○	○	心家	東荒屋 432 番地	076-288-0521	076-288-0522
○	○	みんなで笑顔「木のおうち」児童発達支援・放課後等デイサービス	井上の荘 5 丁目 57 番地	076-208-7670	076-208-7671
-	○	みんなで笑顔「木のおうち 2っ！」放課後等デイサービス	太田へ 6 番地 1	076-254-6558	076-254-6559
○	○	COCO HOUSE 津幡	太田は 112 番地 3	076-256-0584	076-256-0684
○	○	COCOCCHI-two	太田ろ 224 番地 3 2F	076-255-3655	076-255-2655
○	○	らくら	中橋イ 55 番地 6	076-213-6736	076-213-6738



(3)日常生活用具の給付

重度障害者(児)に対し、日常生活の利便を図るための用具を、障害の程度等に応じて給付します。なお、下線の引いてあるものについては、原則、介護保険制度が優先となります。(所得に応じて一部自己負担があります。)

種目	性能	対象者
特殊寝台 *18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。
特殊マット *3歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	下肢又は体幹機能障害 1 級(18 歳未満の児童は 2 級以上、常時介護を要する者に限る)及び知的障害が療育 A 程度又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。
床ずれ防止用具	エアマット(空気圧の切り替えにより体圧分散を行うもの)または除圧マット(ウレタンフォーム等の特殊な素材により体圧分散を行うもの)で、褥瘡を防止できる機能を有するもの。	下肢又は体幹機能障害 1 級で原則 18 歳以上の者又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。(褥瘡の既往があるなど、褥瘡の予防が必要な者に限る)
特殊尿器 *学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要する者に限る)又は難病患者等で自力で排尿できない者。
入浴担架 *3歳以上	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(入浴に当たって、家族等他人の介護を要する者に限る)
体位変換器 *学齢児以上	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る)又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。
移動用リフト *3歳以上	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型、住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。
訓練いす *3歳以上 18歳未満	原則とし付属のテーブルをつけるものとする。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上である者。

種目	性能	対象者
訓練用ベッド *学齢児以上 18歳未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上18歳未満の者又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。
入浴補助用具 *3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害があつて、入浴に介助を必要とする者又は難病患者等で入浴に介助を要する者。
便器 *学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)。 ただし、住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害2級以上又は難病患者等で常時介護を要する者又は難病患者等で上肢機能に障害のある者。
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し転倒の危険がある者及び知的障害が療育A程度の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。
T字状・棒状のつえ	歩行時に身体を支え、安定させるもの。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、屋内・屋外の移動の際、つえの支えにより歩行が可能となる者。
移動・移乗支援用具 *3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ・障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて必要な強度と安定性を有するもの。 ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は難病患者等で下肢が不自由な者。
特殊便器 *学齢児以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、住宅改修を伴うものを除く。	上肢障害2級以上及び相談所において、知的障害児(者)と判定され、訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な者又は難病患者等で上肢機能に障害のある者。
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び知的障害が療育A程度の者。

種目	性能	対象者
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	障害等級 2 級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び知的障害が療育 A 程度の者又は火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
電磁調理器 *18 歳以上	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び知的障害が療育 A 程度
歩行時間延長 信号機用小型 送信機 *学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上
聴覚障害者用 屋内信号装置 *18 歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	聴覚障害 2 級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)
透析液加温器 *3 歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。
ネブライザー (吸入器) *学齢以上	障害者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって用具が必要と認められる者又は難病患者等で呼吸器機能に障害のある者。
電気式 たん吸引器 *学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの。	
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病官患者等が容易に使用し得るもの。	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者。
酸素ボンベ 運搬車	障害者が容易に使用し得るもの。	医療保険による在宅酸素療法を行なう者。
視覚障害者用 体温計(音声式) *学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)

種目	性能	対象者
視覚障害者用 体重計 *18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上 (視覚障害者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯)
携帯用会話 補助装置 *学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変 換する機能を有し、障害者が容易に 使用し得るもの。	音声機能若しくは言語機能障害者又 は肢体不自由者であつて、発声・発 語に著しい障害を有する者。
情報・通信 支援用具 *学齢児以上	①キーボード、マウス等入力装置、 支援ソフト ②スキャナ、OCRソフト、視覚障害者 用ソフト ③地デジ対応ラジオ(地上デジタル放 送を受信できるラジオで、視覚障 害者(児)が容易に使用できるもの)	①上肢機能障害 2 級以上の者で文 字を書くことが困難な者 ②視覚障害 3 級以上の者で情報取 得手段として音声による読み上げ 等が必要な者。 ③視覚障害 2 級以上の者。
点字 ディスプレイ *18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点 字等により示すことのできるもの。	視覚障害及び聴覚障害の重度重複 障害者(原則として視覚障害 2 級以上 かつ聴覚障害 2 級)の身体障害者で あつて、用具が必要と認められる者。
点字器 *学齢児以上	点字を書くことが出来るもので、障害者 が容易に使用し得るもの(固定用の板 と定規及び点筆を含む)。	視覚障害 2 級以上で、用具が必要と 認められる者。
点字タイブ ライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上 (本人が就労若しくは就学しているか 又は就労が見込まれる者)
視覚障害者用 ポータブル レコーダー *学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認 識でき、かつ、DAISY 方式による録音 並びに当該方式により記録された図書 の再生が可能な製品であつて、視覚 障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上
視覚障害者用 活字文書 読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された 当該文字情報を暗号化した情報を読 み取り、音声信号に変換して出力する 機能を有するもので、視覚障害者が 容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上

種目	性能	対象者
視覚障害者用 拡大読書器 *学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
視覚障害者用 時計 *18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする)
聴覚障害者用 通信装置 *学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として用具が必要と認められる者。
聴覚障害者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者(児童含む)
人工喉頭	音源を口腔内に導き構音化するもの。	音声言語機能障害者であって喉頭摘出した者。
点字図書 (月刊や週刊で発行される雑誌類を除く)	点字により作成された図書 年間 6 タイトル又は 24 巻までとする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは除く。	主に、情報の入手を点字により行なっている視覚障害者(児童含む)
ストーマ用装具	①ストーマ用装具(消化器系) 低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。 ②ストーマ用装具(尿路系) 低刺激性の粘着材を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付のもので、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。	①直腸機能障害により、ストーマ造設をした者。(児童含む) ②ぼうこう機能障害により、ストーマ造設をした者。(児童含む)

種 目	性 能	対 象 者
紙おむつ *3歳以上	紙おむつ	次のいずれかに該当する者。 ①ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者又は二分脊椎による排尿機能障害若しくは排便機能障害のある者 ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、自力移動、座位保持、意思疎通又は介助定時排泄が困難な者
収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	ぼうこう機能障害者のうち、必要と認められる者(児童含む)
居宅生活動作 補助用具 *学齢児以上	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する3級以上(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)で、住宅改修が必要と認められる者又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。借家の場合は家主の承諾があること。

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

3 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる住宅改修に要する費用とする。

(1)手すりの取り付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(4)人工内耳用音声信号処理装置購入費助成

内 容	人工内耳を装用している方に対して、人工内耳用音声信号処理装置の購入に要する費用の一部を助成します。
対 象 者	聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている方で、現に装置を装用している方
申請に必要なもの	・津幡町人工内耳用音声信号処理装置購入費助成申請書 ・装置の購入に要する費用の見積書 ・購入証明書

(5)軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

内 容	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。
対 象 者	つぎの各号に掲げる要件を全て満たす児童の保護者（※所得制限あり） (1)町内に住所を有すること (2)申請日において18歳未満である方 (3)両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方 (4)補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断している方
申請に必要なもの	・津幡町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書 ・医師の意見書 ・補聴器販売業者が作成した見積書 ・承諾書兼宣誓書

(6)自立支援型住宅リフォーム

内 容	手すり取付け、段差の解消等の工事を行った費用(上限100万円)の一部を助成します。	
対 象 者	下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳1～3級又は視覚障害2級以上の方がいる世帯(非課税世帯のみ・原則1回限り)	
負担割合	生活保護法による被保護世帯	0%
	住民税非課税世帯	10%

(7)自動車運転免許取得費の助成

内 容	重度の身体障害者が、社会復帰に資するため自動車運転免許を取得した場合に、経費の一部を助成します。
対 象 者	身体障害者手帳1、2級の方、下肢、体幹機能障害の3級の方
助成金額	免許取得直接経費の2/3以内で、10万円限度

(8)自動車改造費の助成(本人運転)

内 容	重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得し、自ら所有し運転する自動車の駆動装置等を改造に要する経費の一部を助成します。(所得制限あり)
対 象 者	上肢、下肢、体幹機能障害の1、2級の方
助成金額	10万円限度

(9)自動車改造費の助成(介助者運転)

内 容	車椅子を常用している重度身体障害者を介護する方が、リフト付等の自動車を改造又は購入する場合に要する経費の一部を助成します。(所得制限あり)
対 象 者	車椅子を常用している重度身体障害者又はその介護者
助成金額	自動車の改造経費の1/2以内で6万2千円～25万円限度 (改造の内容により異なります)

(10)バス・タクシー利用料の助成

内 容	在宅で生活し、自分で運転して外出することができない方に、年1回、町営バス(のりーと)又はタクシー利用料金の一部を助成します。 (利用できるバス・タクシーは町内の業者に限る)
対 象 者	・身体障害者手帳1、2、3級(3級は視覚・体幹・下肢のみ) ・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1、2級
助成金額	1万円～1万4千円(地域により異なります)
申請に必要なもの	・障害者手帳または介護保険証 ・受取人の認め印 ※シャチハタ不可

(11)障害者温泉療養事業

内 容	県指定の温泉旅館に宿泊又は日帰りでの利用をされる場合に料金の割引を受けられます。(年に1,000円×3枚/1人) お問合せ先:県障害保健福祉課 TEL 225-1426	
対 象 者	本人	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している県内在住の在宅障害者
	付添人	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の付添人。障害者1人につき、付添人1人まで。
申請方法 ① ②どちらでも可 予約時に障害者温泉療養助成を利用する旨を伝えてください。	① 福祉課で申請(お持ちの手帳、印鑑 シャチハタ不可) ② 指定宿泊施設へ行き手帳を提示 (②でご利用の際は、6人以上のグループの場合・手帳を忘れた場合・日帰り利用の場合は割引を受けられません。)	
使用にあたっての注意	つぎの場合は助成対象外です。ご注意ください。 ・旅行会社を通じた予約・ネット予約等により、宿泊料が前納されている場合(追加料金(飲食料等)を除く) ・宿泊の利用料金が3,000円以下の場合、日帰り利用の利用料金が1,000円以下の場合 ※利用助成券は、現金との引換えはできません。	

4 各種割引制度



(1) タクシー運賃

内 容	乗車時に手帳を提示すると、料金の1割が割引されます。 お問合せ先:石川県タクシー協会 TEL 254-1348
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方

(2) バス旅客運賃(町営バス(のるーと)含む)

内 容	乗車時に手帳を提示すると、普通乗車券の5割が割引されます。 ※距離制限なし(高速バスは精神の場合のみ一部対象外あり) ※定期乗車券・介護者の運賃割引は、バス事業所によって異なりますので、直接お尋ねください。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方



(3) 航空運賃(12歳以上)

内 容	国内線の利用時の割引制度があります。詳しくは各航空会社にお問合せください。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方

(4) JR鉄道運賃

内 容	JRの窓口到手帳を提示していただくことにより、運賃が割引(5割引)されます。		
	種類	第1種身体障害者療育手帳A所持者	第2種身体障害者療育手帳B所持者
	普通乗車券	単独又は介護者と乗車の場合 単独の場合は片道100kmを超える場合	単独で片道100kmを超える場合
	普通急行券	介護者とともに乗る場合	割引にならない
	普通回数乗車券		12歳未満の障害者が介護者とともに乗車の場合
定期乗車券			
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方		



(5) IRいしかわ鉄道線(大聖寺駅～金沢駅～倶利伽羅駅)
あいの風とやま鉄道線(石動駅～至糸魚川)

内容	各鉄道会社の窓口到手帳を提示していただくことにより、運賃が割引(5割引)されます。		
	種類	第1種身体障害者 療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳 1級	第2種身体障害者 療育手帳B所持者 精神障害者保健福祉手帳 2、3級
	普通乗車券	単独又は介護者と乗車の 場合	単独の場合
	回数乗車券		12歳未満の障害者が介護者 とともに乗車の場合
定期乗車券			
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方		

(6)有料道路通行料金

内容	通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される際の通行料金が <u>事前申請</u> を行うことで割引が受けられます。2年ごとの更新が必要です。自動車を登録しない場合でも、申請することで、割引の適用を受けることができます。
対象者	①本人運転：身体障害者手帳の交付を受けているすべての方 ②介助者運転：身体障害者手帳、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が第1種の方
対象車輜	・事前申請で登録できる自動車は、乗用・貨物・特殊用途・二輪自動車のうち、1台に限る。 ・所有者・使用者とも法人の場合や営業車は対象外。 ※ETC申請をしない場合、自動車登録なしを選択することもできます。
申請に必要なもの	・身体障害者手帳又は療育手帳 ・登録する車の自動車検査証 ・運転免許証(本人運転のみ) ・障害者本人名義のETCカードとETC車載器セットアップ申込書・証明書(ETC利用者のみ必要)

(7)NHK放送受信料免除

内 容	福祉課窓口での申請により、受信料が減免されます。 お問合せ先: NHK 金沢放送局 TEL 264-7010
対 象 者	【全額免除】身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯で、世帯員全員が町民税非課税である場合 【半額免除】つぎのいずれかの方が契約者かつ世帯主の場合 ①身体障害者手帳 1、2 級(視覚、聴覚障害は等級を問わない) ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1 級
申請に必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑

(8)NTT「ふれあい案内」(無料番号案内)

内 容	電話帳の使用が困難な障害者の方に無料で電話番号を案内します。 お問合せ先: NTTふれあい案内事務局 TEL 0120-104174 FAX 0120-104134
対 象 者	・視覚、聴覚、音声、言語機能障害、及び上肢、体幹機能障害 1、2 級 ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

(9)駐車禁止・除外制度

内 容	歩行困難な方が自ら運転または、同乗している特定の車をやむをえず駐車禁止区域に駐車する必要がある場合に、あらかじめ許可を受けることができます。 お問合せ先: 津幡警察署 TEL 288-3111
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受け、駐車禁止・除外に該当する方

(10)郵便等による不在者投票

内 容	選挙人で重度身体障害者の方は、事前に登録すると郵便による不在者投票をすることができます。お問合せ先: 町総務課 TEL 288-2120
対 象 者	・両下肢、体幹、移動機能障害 1、2 級 ・内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能)1～3 級

(11) 携帯電話使用料

内 容	月々の基本使用料金等の割引制度があります。 詳しくはご利用の携帯電話会社にお問合せください。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方

(12) 自動車事故被害者救済制度

内 容	独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)では自動車事故被害者に対し様々な支援を行っています。詳しくはお問合せください。 【お問合せ先】 自動車事故対策機構石川支所 TEL 239-3207 NASVA交通事故被害者ホットライン TEL 0570-000738
-----	--

(13) 町施設使用料

内 容	町施設の使用時に減免制度があります。詳しくは各施設へお問合せください。 【お問合せ先】 津幡ふるさと歴史館「れきしる」 TEL 288-2101 津幡町総合体育館 TEL 289-3161 津幡運動公園体育館 TEL 288-7201
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳のいずれかを所持する人



5 税金関係について



(1) 所得税、住民税の障害者控除

【お問合せ先】 所得税 … 金沢税務署 TEL261-3221
 住民税 … 町税務課 TEL288-2123

① 障害者控除(本人又は扶養親族が障害者)

種 類	対 象 者	所得税	住民税
特別障害者控除	身体障害者手帳 1、2 級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	40 万円	30 万円
障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2、3 級所持者	27 万円	26 万円
同居特別障害者控除	同居する控除対象配偶者または扶養親族が、特別障害者控除の対象者の方	75 万円 (40 万+加算 35 万)	53 万円 (30 万+加算 23 万)

② 所得税、住民税の医療費控除

寝たきり状態で、長期にわたりおむつを使用している方や、スローマ造設者でスローマ用装具を使用している方、又訪問看護や入浴車の派遣を受けた方は、医師が発行する使用証明書と領収証により控除が受けられます。

③ 住民税の非課税

障害者本人の所得が 135 万円以下の場合、非課税になります。

(2) 少額貯蓄非課税制度

内 容	マル優制度が適用され、郵便貯金、銀行預金、公債の限度額までの利子は非課税となります。詳細は各金融機関にお問合せください。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人

(3)自動車税の免除

内 容	<p>一定の要件を満たす場合、申請により税金が減免されます。</p> <p>【お問合せ先】・自動車税(種別割・環境性能割)及び 軽自動車税(環境性能割) 県税務課 TEL 225-1273 県税務課自動車税グループ分室 TEL 239-3631 軽自動車税(種別割)・・・町税務課 TEL 288-2123</p>
対象自動車	<p>いずれかの日常生活、日常生活支援利用のための自動車(営業者を除く)</p> <p>①本人運転</p> <p>②家族運転: 身体・知的・精神障害者と生計を一にする親族 (注1)通学、通院先などが作成した、自動車の使用目的証明書が必要です。</p> <p>③常時介護する方 (注2)町から「常時介護者」として証明を受ける必要があります。</p> <p>◎減免台数は身体障害者等1人につき1台であること</p> <p>◎障害者本人名義の自動車であること (障害者が18歳未満及び知的・精神障害者の場合を除く)</p>

<減免の対象となる身体障害者等の範囲>

障 害 区 分(等級)		本人, 家族・常時介護者運転						
		1	2	3	4	5	6	
身体障害者手帳	視覚障害	○	○	○	○	○		
	聴覚障害		○	○				
	平衡機能障害			○		○		
	音声機能障害(喉頭摘出等)			○				
	上肢不自由	○	○					
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○	
	体幹不自由	○	○	○		○		
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢 (一上肢のみの運動機能障害を除く)	○	○				
		移動機能 (一下肢のみの運動機能障害を除く)	○	○	○	○	○	○
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	○		○				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○				
肝臓機能障害	○	○	○					
療育手帳	A							
精神障害者保健福祉手帳	1級							

6 手当、年金

(1)特別障害者手当

内 容	著しく重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とし、次の要件に該当する在宅障害者の方に支給されます。(所得制限あり)
対 象 者	<p>①20 歳以上であること。</p> <p>②障害程度が認定基準に該当すること。(目安として、下表の項目が二つ以上該当すること)</p> <p>③施設に入所していないこと。</p> <p>④病院等に継続して 3 カ月を超えて入院していないこと。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力の和が 0.04 以下のもの ・両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両方上肢の全ての指を欠くもの 若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの ・体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの </div>
申請に必要なもの	<p>特別障害者手当認定請求書、診断書、所得状況届、申出書、承諾書、マイナンバーのわかるもの</p> <p>※障害年金などを受けている方は、年金受給額がわかるもの</p>



(2)障害児福祉手当

内 容	重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とし、つぎの要件に該当する在宅の障害児に支給されます。(所得制限あり)
対 象 者	<p>①20 歳未満であること。 ②障害程度が下表に該当すること。 ③障害を事由とする年金を受給していないこと。 ④施設に入所していないこと。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力の和が0.02 以下のもの ・両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢の全ての指を欠くもの ・両大腿を2分の1 以上失ったもの ・両下肢の用を全く廃したもの ・体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの ・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ・身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの </div>
申請に必要なもの	障害児福祉手当認定請求書、診断書、所得状況届、申出書、承諾書、マイナンバーのわかるもの

(3)特別児童扶養手当

内 容	身体又は精神に障害のある児童を家庭において監護している人に対して支給されます。(所得制限あり)
対 象 者	<p>障害程度が目安として下表に該当する障害児、または特別児童扶養手当認定診断書を提出し障害該当となった 20 歳未満の児童を扶養している方。 障害児が施設に入所している場合は対象外です。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 … 1～3 級及び下肢障害 4 級 ・療育手帳 … A 及びB の一部 </div>
申請に必要なもの	特別児童扶養手当認定請求書、診断書等、戸籍謄(抄)本、口座申出書、承諾書、マイナンバーのわかるもの

(4)児童扶養手当

内 容	父親または母親に重度の障害(国民年金の障害等級 1 級程度)がある場合、18 歳未満の児童を養育している母親または父親に支給されます。ただし、児童が父親または母親に支給される公的年金給付の額の加算対象になっている場合は、対象外です。(所得制限あり) お問い合わせ先:町子育て支援課 TEL 288-6726
-----	---

(5)心身障害者扶養共済加入援護金

内 容	心身障害者を扶養する保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額が支給されます。掛金の 1 口目の半額を町が助成します。(掛金は障害者 1 人に対し、2 口まで加入可能)
対 象 者	①障害者の範囲 … 身体障害者 1 級～3 級及び知的障害者 ②加入資格 … 県内に居住する 65 歳未満の特別の疾病又は障害がない方

(6)障害基礎年金

内 容	国民年金に加入している間に病気やけがにより、日常生活に著しく支障をきたす障害(1、2 級)をもつようになった場合に支給されます。 お問い合わせ先… 金沢北年金事務所 TEL 233-2021
対 象 者	①～③すべてに該当する方 ①障害の原因となった病気やけがの初診日がつぎのいずれかの期間にあること ・ 国民年金加入期間 ・ 20 歳前または日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満の方で年金制度に加入していない期間 ②初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること (初診日の属する月の前々月までの被保険者期間で、保険料納付済期間と保険料免除期間を併せた期間が 3 分の 2 以上あること) ③障害の状態が障害認定日または 20 歳に達したときに、政令で定められた障害等級表の 1、2 級に該当していること

※初診日……障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診察を受けた日。

※障害認定日……初診日から 1 年 6 カ月経過した日

(7)障害厚生年金

内 容	<p>厚生年金に加入している間に病気やけがにより、日常生活に著しく支障をきたす障害(1～3 級)をもつようになった場合に支給されます。1、2 級該当者は障害基礎年金と併せて支給されます。</p> <p>なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金(一時金)を受け取ることができる制度があります。</p> <p>お問合せ先… 金沢北年金事務所 TEL 233-2021</p>
対 象 者	<p>①～③すべてに該当する方</p> <p>①障害の原因となった病気やけがの初診日に厚生年金保険の被保険者であること</p> <p>②初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること (初診日の属する月の前々月までの被保険者期間で、保険料納付済期間と保険料免除期間を併せた期間が3分の2以上あること)</p> <p>③障害の状態が障害認定日に、政令で定められた障害等級表の1～3 級に該当していること</p>

7 その他 お知らせ

◎災害弱者緊急通報システム



内 容	<p>在宅の一人暮らし身体障害者の方などが、急病や火災、その他の緊急時に早期に通報・連絡できるように、緊急通報装置等は無償で貸与します。</p> <p>(注)・固定電話の回線状況により設置ができない場合があります。</p> <p>・使用時の通話料は利用者の負担です。</p>
対 象 者	<p>身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳 A の手帳をお持ちの方でひとり暮らしまたは 75 歳以上のみの世帯の方</p>

◎救急医療情報保管容器

内 容	<p>持病や緊急連絡先などを記入した用紙を入れる円筒状のカプセルで、自宅で救急車を要請する事態に陥った際に、救急隊員に自身の情報を伝えるものです。</p> <p>駆け付けた救急隊員がすぐに探し出すことができるよう、救急医療情報保管容器は冷蔵庫内にて保管してください。</p>
対 象 者	<p>障害者のみで構成される世帯にお住まいの希望者に配付しています。</p>

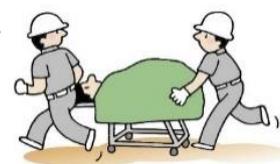
◎NET119 緊急通報システム

内 容	インターネットに接続可能な携帯端末を利用して、消防機関へ緊急通報が可能なシステムです。利用をご希望の際は、福祉課窓口での事前登録が必要です。 FAX:288-5646 メール:fukushi@town.tsubata.lg.jp
対 象 者	聴覚機能、言語機能等の障害を有する方

◎避難行動要支援者名簿登録のお知らせ

内 容	災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に、避難行動要支援者名簿を作成しています。登録された情報は、区長や民生委員などに提供され、災害はもとより日ごろからの見守りや支援活動に活用します。
対 象 者	つぎのいずれかに該当する在宅の方のうち、災害時において地域での支援を希望し、個人情報提供に同意された方。該当された方には随時、町から本人宛へ「避難行動要支援者名簿登録希望申請書」をお送りしますので、希望の有無にかかわらず、必ずご返送ください。 ・身体障害者手帳 1～3 級所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級所持者

* 避難行動要支援者は、地域協力者などのボランティア精神に基づく支援を受けることになるもので、名簿への登録によって、災害時の支援を保証されるものではありません。
また、地域協力者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

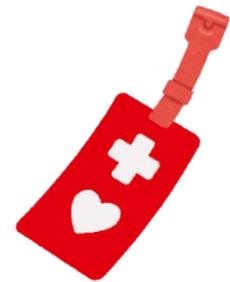


◎いしかわ支え合い駐車場利用制度

内 容	障害者等用駐車場を適正に利用していただくために障害者や高齢者などで歩行が困難な方に県内共通の利用証を交付する制度です。
対 象 者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人などで歩行が困難な方(手帳等をお持ちでない方は、医師の証明が必要です。) ※障害等の程度によって、交付できない場合があります。

◎ヘルプマーク、ヘルプカードの交付

内 容	<p>〔ヘルプマーク〕 外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークです。</p> <p>〔ヘルプカード〕 緊急時や災害時に、障害者にスムーズに支援ができるよう、連絡先やかかりつけ医療機関など必要事項をあらかじめ記入し携帯しておくカードです。</p>
対 象 者	援助や配慮を必要とされている方。福祉課窓口で交付していますので、ご希望の方はお申し出ください。



～緊急時にそなえて、ぜひお持ちください～

◎町内の障害者・児 関係団体一覧

団 体 名	お問合せ先
津幡町身体障害者福祉協議会	町社会福祉協議会 TEL288-6276
津幡町手をつなぐ育成会	町社会福祉協議会 TEL288-6276
津幡町肢体不自由児者父母の会「ラフ」	子育て支援課(子ども家庭総合支援室) TEL288-6702
発達障害児を持つ親の会「クローバーの会」	

◎町障害者相談員一覧 (令和6年4月1日～令和8年3月31日)

身体障害者相談員	<small>すずき まりこ</small> 鈴木 眞理子 TEL090-2374-6976
	<small>かねうじ ひるこ</small> 兼氏 浩子 TEL090-3768-8423
知的障害者相談員	<small>いなば ようこ</small> 稲場 葉子 TEL090-5176-0333
	<small>はせがわ はるみ</small> 長谷川 治美 TEL090-9760-0159

◎連絡先一覧

[津幡町]

名称	電話番号	FAX	メールアドレス
福祉課	288-2458	288-5646	fukushi@town.tsubata.lg.jp
地域包括 支援センター	288-7952	288-5646	fukushi@town.tsubata.lg.jp
子育て支援課	288-6726	288-5646	kosodate@town.tsubata.lg.jp
健康推進課	288-7926	288-5646	kenkou@town.tsubata.lg.jp
税務課	288-2123	288-7935	zeimu@town.tsubata.lg.jp
総務課	288-2120	288-6358	soumu@town.tsubata.lg.jp
町社会福祉 協議会	288-6276	288-6748	

[関係機関]

名称	所在地	電話番号	FAX
石川県障害保健福祉課	金沢市鞍月1丁目1番地	225-1426	225-1429
石川県税務課	金沢市鞍月1丁目1番地	225-1271	225-1275
金沢税務署	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	261-3221	
石川中央保健福祉センター 河北地域センター	津幡町字中橋口1番1	289-2202	289-2178
石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2丁目6番地	238-5761	238-5762
金沢公共職業安定所 (ハローワーク)	金沢市鳴和1-18-42	253-3030	253-8109
金沢公共職業安定所 津幡分室	津幡町字清水ア66番地4	289-2530	289-7162
金沢北年金事務所	金沢市三社町1-43	233-2021	263-9333

◎町内指定避難場所一覧(令和6年4月1日現在)

【津幡小学校区】

津幡小学校、ふれあい広場、津幡中央公園、しらとり児童公園、
津幡町福祉教育プラザ、住吉公園、サンライフ津幡、津幡地域交流センター

【太白台小学校区】

津幡高等学校、津幡中学校、太白台小学校、旧太白台保育園、笠井公民館

【中条小学校区】

津幡南中学校、文化会館シグナス、中条小学校、中条東保育園、中条公民館、
石川工業高等専門学校

【条南小学校区】

条南小学校、中条公園、条南コミュニティプラザ

【井上小学校区】

井上小学校、井上保育園、井上コミュニティプラザ

【笠野小学校区】

笠野小学校、旧笠谷保育園、笠野公民館

【英田小学校区】

英田小学校、能瀬保育園、英田コミュニティプラザ、あがた公園、
河合谷ふれあいセンター

【刈安小学校区】

刈安小学校、寺尾保育園、刈安コミュニティプラザ

【萩野台小学校区】

竹橋保育園、萩野台小学校、旧萩坂保育園、萩野台コミュニティプラザ、
倶利伽羅源平の郷 竹橋口芝生広場



